

# 文教福祉常任委員会会議録

令和3年12月2日

寒川町議会



出席委員 岸本委員長、橋本副委員長  
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、  
横手委員  
佐藤（一）議長

説明者 三橋健康福祉部長、原田保険年金課長、早乙女主査、大平健康づくり課長、一島技幹、  
原副主幹、内田教育次長、高橋教育政策課長、山口副主幹

案 件

（連合審査会の開催について）

1. 議案第67号 「寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について」に係る連合審査会の開催について

（付託議案）

1. 議案第62号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について
2. 議案第68号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について
3. 議案第66号 寒川町立公民館及び寒川町立文化福祉会館の指定管理者の指定について
4. 議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について

午前9時00分 開会

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、連合審査会の開催について1件、付託議案4件でございますので、よろしくお願いいたします。

本日の進め方につきましては、次第のとおり、まず初めに、連合審査会の開催についてを議題とさせていただきます、その後、付託議案の審査の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、連合審査会の開催についてでございます。議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定についてに係る連合審査会の開催についてを議題といたします。この件につきましては、私からご説明いたします。議案第67号は、皆様ご承知のとおり、11月26日の本会議において文教福祉常任委員会に付託されたところでございますが、総務常任委員会が所管する寒川文書館の指定管理者に関する事項についても含まれていることから、総務常任委員会より、12月1日付で会議規則第65条に基づく連合審査会の開催について申入れがございました。皆様にご合意いただければ、この申入れを受け、連合審査会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、異議なしの声がございましたので、総務常任委員会からの申入れを受け、総務常任委員会との連合審査会を開催することよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【岸本委員長】 ありがとうございます。それでは、総務常任委員会からの申入れを受け、会議規則

第65条に基づき、総務常任委員会との連合審査会を開催することに決定いたしました。

それでは、この後、議案の審査に入りますが、議案第67号の審査の際には、文教福祉常任委員会を暫時休憩し、総務常任委員会との連合審査会を開催いたします。この連合審査会での審査は、質疑までとなりますので、質疑が終了しましたら連合審査会を閉じ、文教福祉常任委員会を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、連合審査会の開催についてはここまでとし、続いて、付託議案の審査に入ります。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第62号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆様、おはようございます。それでは、付託議案1、議案第62号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてご審査をお願いいたします。説明につきましては、原田保険年金課長からいたします。よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 それでは、議案第62号 寒川町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明いたします。議案に関しましては、先週部長からご説明がありましたとおり、タブレット資料01-1に条例とその後に新旧対照表がついております。主な改正は、新旧対照表の2ページ、第20条の3が加わること、未就学児の被保険者均等割額の減額についての条文が加わるのが主な内容でございます。

詳しくは、タブレット資料01-2 参考資料1 国民健康保険施行令の一部改正の概要抜粋をご覧になりながらご説明をさせていただきます。

この内容が、これまでの社会保障というのは、負担が現役世代が中心にもかかわらず、給付は高齢者中心となっているという構造を見直して、1の改正の趣旨にありますように、全世代に対応する社会保障制度を構築するためにこの改正法を施行し、それに伴い関係政令の整備等を行うものであります。

その中で、町の条例に関わるものが、2の改正の内容にありますように、国民健康保険法施行令の一部改正による国民健康保険料の未就学児に係る被保険者均等割額の減額であります。

具体的には次のタブレット資料01-3 参考資料2 未就学児均等割軽減概要をご覧ください。表題では、未就学児の国民健康保険料均等割額の軽減措置となっております。ページの下の方にあります軽減イメージの図をご覧になりながらお聞きいただければと思います。

現状として、そもそも保険料は、一人一人に関わる均等割と世帯ごとに係る平等割を合わせた応益分、この図では二重線の下の部分になりますが、それと所得によって決まる所得割の応能分、図の二重線より上の部分、それに応じて設定されており、さらに低所得者に対しては、この図の左側になりますが、

応益分が7割軽減、5割軽減、2割軽減となっております。

今回の見直しの趣旨として、子育て世帯の経済的負担の軽減という観点から、未就学児の均等割部分のみ保険料を軽減することになります。その軽減措置の内容としましては、対象は全国保加入世帯の未就学児で、町の令和4年4月1日見込みで229人としております。軽減割合は、未就学児に係る均等割保険料の5割を図の水色の部分のように軽減することですので、例えば7割軽減対象の未就学児では、残りの3割を5割軽減、半額にいたしますので、1.5割分を7割軽減に足して8.5割の軽減になります。この軽減分を公費で補うのですが、国の負担は軽減額の2分の1、県負担は4分の1、町は残りの4分の1を負担することになりますので、今年度の予算に当てはめて計算いたしますと、町の持出しは約88万8,000円となります。施行時期は、令和4年4月となりますので、来年度予算はこれに考慮して計上していくこととなります。

以上が、寒川町国民健康保険条例の一部改正についての内容説明となります。よろしく願いいたします。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

山田委員。

**【山田委員】** 未就学児の国民健康保険料の均等割が実現することになったということなんですけど、これに関しては、様々なところで提案とかしてまいりました。県内の自治体では、法が変わる前に実施しているところもあったと思うんですけど、その状況というのは把握されているでしょうか。

**【岸本委員長】** 早乙女主査。

**【早乙女主査】** 県内の状況なんですけども、横浜市、川崎市、中井町、大井町、真鶴町、清川村の市町村が今回の改正以前というよりは、市町村単独で上乗せ部分を実施しているということになります。

以上です。

**【岸本委員長】** 山田委員。

**【山田委員】** 分かりました。今横浜、川崎、中井、清川というところで実際始まっているということなんですけど、これに関して、今回の条例改正では未就学児なんですけど、ほかの自治体では、私たちは子どもの均等割ということも言っていますが、それに関して、どの程度の減免制度をやっているのかというのを伺います。

**【岸本委員長】** 早乙女主査。

**【早乙女主査】** 他の市町村は、例えばなんですけども、19歳未満の被保険者に対しまして、1人いれば12万円の減額を行ったりですとか、16歳未満につきましては、33万円を所得割の部分から控除するというような形になっております。それ以外にも18歳以下の均等割額全額免除ですとか、行っている市町村もあるんですけども、寒川町の場合ですと、所得割、均等割、平等割の3方式を採用しているんですけども、市町村によって所得割と均等割だけの2方式を採用している市町村もありますので、それぞれ独自の方法で保険料の計算を行っておりますので、それぞれの市町村の事情に基づいた形で減額を行っているかなと思います。

その財源としては、恐らく一般会計からの繰入金ですとか、基金を利用しているのかなと想像してい

るんですけども、ただ、寒川町の現状の財政事情等に鑑みますと、国の補助以上の減額を行っていくというのは難しいのかなというところと、あとは未就学児、子育て世帯限定に基金を取り崩して減額していくのか、それとも被保険者全体を見て基金を投入して保険料率を抑えていくのかというのは、市町村ごとの判断によるかと思いますので、寒川町の現状としては、今のおり、国の補助に沿ってやっていくというのがいいのかなと考えております。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 先行している自治体では、19歳未満とか、16歳未満とか、かなり広範囲で減免をやっている、これは要望として、これからいろいろ調査研究してもらって、拡充をしていただきたいと思えますので、これは要望で。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 1つだけお聞かせ願いたいんですけども、今言われるように、全世代対応型の社会保障制度を構築するための制度改正なんだけども、しかし、やろうとしているというか、全体的に見てみると、うたっている文句はきれいなんだけども、実際には自治体の裁量によりけりだと、ここに行っちゃうんだよね。自治体の裁量によるという部分でいって、いろんなことをやると、ほかのところいろんな影響が出てきたり、下りてくるお金が下りてこなかったりとか、そういう流れからすると、何を構築したいのかというのが見えないんだよね。国のうたっているのは、全体的に抽象的に言っているんだろうけども、あとは各自治体自分たちで考えてよということになっちゃうわけだよね。そうやってきたときに、本当に公平なのかというと、違うんだよね。公金をいっぱいもらっているところと不交付団体のところとの差も出てくるだろうし、いろんなことを考えていったときに、言っていることとやろうとしていること、それから自治体の受け止め方にしても、今、早乙女さんから話があったように、寒川町の場合は、国の意向によってそれを見習っていいんじゃないか、こういうことでもって判断している、自治体色は出せない、だけど、自治体色は出してもいいということになっているんだけども、そうすると保険料に影響したり、一般会計の繰入れになったり、こういうことになってくるから、そうやってくと、言っていることがきれいなんだけども、国にしてみると、言っていることはきれいなんだけど、やらせようとしていることは、すごく汚いことを言っているような気がしてしょうがないんだよね。勝手に自分たちで決めてくださいよと、平等でなくなるのはあなたたちのせいですよみたいな、そういうところを感じてしょうがないんだけども、町執行部側としては、国のこういった法改正をどう受け止めていこうとするのか、それから、またある意味でいうと、皆保険ということでもって制度的には悪い制度じゃありませんから、中身の問題だろうと思うんだよね。そういうことを考えたときに、ある意味でいうと、もっと声を大きく国に対して言っていかなければいけないことも、各自治体によれば、おのおの差異はあるかもしれないけども、みんなその思いはあるんだろうという気はするんですよ。そういった意味で抜本的に変えていかなければいけないと思うんだけど、ただ、これは町行政で変えられることではないので、非常に難しいと思うんだけども、どのような見解を持っておられるのか、特に寒川町の保険料の場合については、なかなか厳しいところもありますので、そういったことを考えていったときに、全体的に見てどのような見解をお持ちなのか、きれいごとを言っているけども、実際にはという私は気

がしてしようがないので、その辺の見解をお聞かせ願えませんかね。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 今、委員がおっしゃられたことで、今回このような条例改正がある、そもそもの考え方が、高齢者ばかりが保険を使っているのもあって、若い世代がということなので、若い世代の保険料を、子育て世代の未就学児、お金がかかると言われている子育て世代の分を下げるという国からのお達しで、どこの市町村も取りあえずそこまでは条例改正をしていくということになっております。

ただ、国保に入っている方とか、皆さんのお話を聞いていても、高齢者でも例えば所得がある人とか、たくさん納めている方がいらっしゃいます。そういう方はあまり医療費がかかっていない、そういう不公平もあるわけなんです。ですが、今回はこういうこと、こういう考えの下で、未就学児というふうに、そこだけに視点を置いて改正されているので、私どもは、条例改正はそれにしか従うことしかできません。それ以上のことを他市町村はやっておりますが、先ほど早乙女からも話がありましたように、それぞれの保険料の算定の段階で、ほかの市町村とのバランスもあるということも考えて、個々の要望があるかもしれませんが、こういういろんな方法も取っております。

町としては、今回に関しては、これで取りあえずやっておきますが、これ以上の町の単独の事業をプラスしてやるとなると、以前もお話ししたと思いますが、地方単独事業というのをやってしまいますと、国からの交付金が減らされたりとか、そんなことも今のところあるわけです。それがないように要望はしているんですけども、そういうことも起きています。ですので、それ以上のものは加えてやることも消極的にはなっておりますし、ほかの市町村の料率の算定の仕方を詳しくはこちらも把握はしていませんが、私がこの1年やって料率に何回か携わって見ている限りは、算定もバランスよく、状況も見て抑えるなり、上げるところは若干上げるなりして作られておりますので、保険料の取り方として、そして基金もある程度蓄えが寒川町はありますので、それを入れながら料率も抑えていますので、国保の料金の取り方としては、私は寒川町はここまでで十分できていると思います。一般会計をまだそんなに苦しめている感じはないと思います。繰入れをたくさん取っているような特会を持っている市町村は、なかなか厳しいかもしれませんが、うちは今までの基金もありますので、それを入れながらもやっておりますので、ですから、今の状態で保険料の取り方としては、十分できているとは思いますが、これ以上のことはあまりやろうとは思いませんが、今おっしゃったように、国が統一のものをしていくということは、後期高齢者のように統一的な保険料を決めてもらえれば、それは市町村の算段がなくなりますので、こちらとしては非常に助かることなんですけど、今のような市町村のばらばらの料率の算定の仕方、保険料の取り方だと、それは本当に不可能だと思います。ですので、今の段階では寒川町は寒川町に合った保険料の料率の算定の仕方をして取っていく、そしてこういうことがあれば、減免を必要な方々にしていく、そこで取りあえず間に合っているのかなと思っております。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 今、課長が言われるように、寒川町は、ある意味でいうと安定ということになるかどうか分かりませんが、いろんな角度から考えながら、いろんな工夫をしながら努力していますよということはいくらも分かりましたので、ただ、全体的な流れからすると、今言われるように、基本的には若い世代に、元気な働く世代に、もう少し子育ても大変だからということで、その辺を軽減していこうじ

やないか、こういうことからこういう改正がされている、基本的にそれは分かるんですね。ただ、いろんな保険料等も含めて、3割、2割、1割の形にしてもそうだけでも、年寄りには金を持っているんだから年寄りから金を取ろうという風潮が、ここ何年かずっとあるんだよね。やっぱり若い人たちだけに負担をかけるんじゃないかと、年寄りから、取れるところからしっかり取っていかなくちゃいよなって、そういう考え方もあるんだけど、何でもかんでもターゲット的に若い層の、我々も若いときには、我々もって、私が若いときには相当そういう意味では社会に貢献してきたかなという気はしないでもないんだけど、それが国を支えているということになるんだろうと思うんだよね。

ある一定の年齢になったときには、いろいろ恩恵を受けながら、返してもらおうと言ったらおかしいんだけど、いろんな形での恩恵を受けているという、だけど、そこに若干なりともゆとりがないと、高齢者だって生きていく上で非常に難しさがあるわけですよ。だけど、そういうところをターゲットにしてくる、こういう流れの中で、なかなか難しい時代に入ってきているんだなという気はするんだけど、これを今寒川町議会に話したからって、どうなるものでもないとは思ってはいるんだけど、ただ、風潮的に、年寄りには金を持っているんだから年寄りから金を取ろうという考えだとか、それから外食産業が女性をターゲットにして女性で利益を上げていこうとか、ターゲットにするのは分からないわけじゃないんだけど、74歳になった、この次はすぐに後期高齢者になるんですけども、こういう人の愚痴だと思って聞いてもらいたいんだけど、いずれにしても、年寄りには金を持っているんだという風潮じゃなくして、ラインを引かれたラインの下と上では大変な差が出るわけですから、そういった意味では負担をかけたり、軽減したりという部分については、慎重にやっていかなくちゃいけないのかなと、こういう気がします。ともかく寒川町が今やっていることはよく分かりましたので、すみませんね、ちょっと愚痴っぽくなりましたけども、ありがとうございました。

**【岸本委員長】** 町だけ厳しいということで、国への要望などもしっかりとやっていってもらいたいということをお願いいたします。他に質疑等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**【岸本委員長】** それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

---

**【岸本委員長】** 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第68号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議題についての説明を求めます。

三橋部長。

**【三橋健康福祉部長】** では、引き続き健康福祉部からの付議案件でございます。付託議案2、議案第68号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についてでございます。説明につきましては、大平健康づくり課長から行います。よろしく申し上げます。

**【岸本委員長】** 大平課長。

**【大平健康づくり課長】** それでは、寒川町健康管理センターの指定管理者の指定につきまして、その内容をご説明いたします。タブレット資料02-1 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定につい

てをご覧ください。寒川町健康管理センターは、現在指定管理者による施設の運営管理を行っておりますが、その指定管理の期間が来年3月31日もちまして満了となりますことから、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の指定管理について、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第4項の規定に基づき、公募によらない選定とし、候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、その指定についてご審査いただくものです。

タブレット資料02-2資料1 指定管理者候補者選定の経過と概要をご覧ください。候補者の審査につきましては、令和3年10月21日木曜日の令和3年度第2回寒川町指定管理者選定委員会において行われました。審査方法につきましては、町職員の選定委員会で構成される寒川町指定管理者選定委員会において、社会福祉協議会によるプレゼンテーションの後、選定基準に基づく採点を行いました。選定基準を設けたのは、申請団体が1団体のため他団体との比較ができなかったことから、評価が5段階の各採点項目の標準である3点を基準とし、選定委員の合計得点990点を選定基準といたしました。なお、満点の採点となった場合は1,650点で、基準となる990点はその60%に当たります。

採点の結果、選定委員の合計得点は1,189点となり選定基準を上回ったため、社会福祉協議会が指定管理者の候補者として選定され、町長に答申が行われた後、正式に指定管理者の候補者として決定いたしました。

資料2ページについては、町長への答申の内容、3ページについては、審査の採点結果となっております。

次に、タブレット資料02-3参考資料2 指定管理者募集要項等をご覧ください。こちらについては、選定要綱となります。なお、詳細につきましては、省略させていただきます。

次に、タブレット資料02-4参考資料3 指定管理者申請書類をご覧ください。1ページが申請書、2ページから4ページが社会福祉協議会の概要となっております。5ページから7ページまでは、令和2年度の事業報告、8ページから9ページは、申請時に提出された履歴事項全部証明書でございます。10ページからは、事業計画ですが、初めに指定管理業務における基本方針、次に、サービス等の向上のための方策、団体独自の提案事業等となっております。11ページには、利用者の満足度及びニーズの把握とその反映方法、施設設備等の維持管理計画、また自主事業実施計画、管理運営執行体制について記載されています。センター指定管理担当は、非常勤職員1名を担当として配置されます。12ページには、雇用及び労働条件、人材育成計画、センターの運営管理に関わる令和4年度収支予算指定管理期間1年間の計画となっております。13ページには、個人情報の取扱い及び情報公開の基本方針、危機管理に関する方策、環境への配慮、業務の採択について最後に特記事項が記載されております。14ページは、令和4年度の管理運営に関わる収支計画、1年間の指定管理料につきましては、1,090万円となっております。15ページは、管理運営に関わる人員配置計画でございます。

以上で、寒川町健康管理センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

佐藤（正）委員。

**【佐藤（正）委員】** まず、この期間ですよ。1年間という期間なんですけど、これはどういう考

えで、どういった理由で1年間なのか、もう一つが、費用分担があつて、その中で多分建物の大規模な経年劣化については、町負担となっておりますけれども、雨漏りがすごいという話を聞いていて、それについては負担はどちらの負担なのかということと、何らかの形でそれを修繕することができるのかどうか、町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 1年間の指定の理由なんですけれども、健康管理センター等の機能を集約する施設、保健福祉の集約施設の建設について、現在前提条件等に変化があつたため、それらの今課題整理を行っているところでございます。そのため集約施設建設の今後の考え方や、それに伴う健康管理センターの今後の在り方などが不透明な状況となっていることから、現在の指定管理者となっている団体に引き続き管理をお願いすることが合理的と考え、非公募で1年間と決定いたしました。雨漏りの関係なんですけれども、修繕15万円以上が町の負担となっております。

以上です。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 まず、1点目なんですけれども、現状で不透明というところで、透明だったものが途中で不透明になったのかなという感じもしますけれども、そうすると現実的にこれは1年でどうのこうのなる話じゃないのかなと思っていて、そうすると、また恐らく来年も同じような形、手続を取ることになるんじゃないのかな、最低でも1年以上、数年は多分また指定管理をしなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですけれども、そういったことを考えたときに、手続上1年で小刻みにやっていくことによって、いろいろ受ける側も大変だし、町の事務的にも大変なのかなというところがあつて、1年じゃなくて、もうちょっと長くてもいいんじゃないのかなとも感じているんですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

負担については分かりました。15万円以上が町の負担というところは分かったんですけれども、どうも話を聞いていると、雨漏りについて、たしか数年前2,000万円単位ですかね、予算をかけて修繕したと思うんですけれども、それでもまいように直らなかったという話を聞いていて、それについては何らかの形で今後直っていくものなんですかね。町として何らかの形で修繕していくものなのかお答えください。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 今後の指定管理の期間等についてなんですけれども、現状を確認しながら、期間等については選定委員会の中で1年にするのか、2年にするのか、その辺は確定していくことかなと考えております。

【岸本委員長】 三橋部長。

【三橋健康福祉部長】 後半のご質問、雨漏りの件でございます。現状健康管理センターは雨漏りがひどいというのは十分把握しておりますし、先ほど課長が申しましたように、現在健康管理センターを含む集約施設については、検討を再度しているところでございます。もし、集約施設が立ち止まるということになるとすれば、現状の健康管理センターについては何らかの手だてをしないとイケないというのは、先日の全員協議会でもご説明したとおりでございます。ですので、簡単に直す状況ではないとい

うのは把握していますので、少しお時間いただいて、検討の中で健康管理センターについてはどういう方向に持っていくのか答えを出したいと思っております。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 雨漏りについては、簡単に直るものじゃないという話で、これはだから集約施設の結論が出て、そっちのほう为建设していこうという話になるとしたら、恐らく雨漏りについては、多分そのままやっていくということなんですかね、今の答えだと。集約施設の話がうまく進まないで、このまま健康管理センターを使っていこうとなったら、雨漏りを何とかして直していくという話なんですかね。そういう話ですかね。大丈夫なんですかね。分かりました。すみません。雨漏りの状況については分かりましたので、集約施設の関係もありますので、ただ、使う側が、あまりにもふだん通るようなところに雨漏りがあって、普通に使う分にも支障が出ているのかなと思うので、そこについては何らかの形で臨時的な対応というのは、この1年間していけるものなのか、現実的に、していけるものなのかというところを最後にお答えください。

【岸本委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 雨漏り等については、随時その時々で健康づくり課にもご報告をいただいておりますし、社会福祉協議会で対応できる部分については対応していただいて、その状況が大きくなれば、健康づくり課で当然対応していかなければと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第66号 寒川町立公民館及び寒川町立文化福祉会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、議案第66号 寒川町立公民館及び寒川町立文化福祉会館の指定管理者の指定についてでございますが、平成29年4月より5年間、株式会社オーエンスを指定管理者として、町民センターほか3施設の管理運営を指定管理委託しておりますが、その期限が来年3月末で終了しますので、令和4年4月から5年間の指定管理委託を改めて行うために付議するものでございます。

説明につきましては、高橋教育政策課長より行いますが、その前に、タブレット資料03-4参考資料3指定管理者申請書類中、主に事業計画の部分に黒塗りがございます。これは、写真や図表などの意匠に関するものと当該団体の経営上の理念や不断の努力の下に築き上げた独自のノウハウ等が内容として含まれており、これを公開することで当該団体の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、寒川町情報公開条例第5条第2号の規定に準拠し、指定管理者候補者の判断に基づき黒塗りとなっております。

教育政策課内でも議論がありましたが、公募で行った案件でもあり、事業計画の詳細は事業者にとって競争相手になる他社には知られたくない情報である部分は理解できますので、公開する資料といたしましては、指定管理者候補者の判断を尊重し、黒塗りで提出させていただきました。

また、指定管理者選定委員会においては、各委員詳細な事業計画をご覧になった上でプレゼンテーションを行い、この後説明がありますが、審査項目に基づき審査いただいた結果でございますので、その点はご了承いただきたいと思います。

それでは、教育政策課長よりご説明させます。

**【岸本委員長】** 高橋課長。

**【高橋教育政策課長】** それでは、議案第66号 寒川町立公民館及び寒川町立文化福祉会館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。資料につきましては、まず、タブレット資料03-1につきましては、議案でございまして、私からの詳細な説明につきましては、資料03-2から03-4により申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、指定管理者候補者の選定に至るまでの経緯をご説明いたします。今回の選定につきましては、本年9月1日から募集要項等の配布と募集を開始いたしまして、9月28日には4社の参加の下説明会及び現地見学会を実施いたしました。その後10月13、14日の2日間を申請書等の提出期間といたしまして、10月21日に開催されました指定管理者選定委員会において、申請のあった1団体からのプレゼンテーションを受けた後に、寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準に基づき審査を実施し、株式会社オーエンスが指定管理者候補者として選定され、その審査結果についての答申が教育委員会に対しございました。その後11月11日開催の教育委員会臨時会及び11月16日開催の庁議を経て、株式会社オーエンスを指定管理者候補者として現在に至っております。

続きまして、資料03-2 指定管理者候補者選定結果の概要（公民館）の1ページをご覧ください。上から順に対象施設、審査実施日等、申請団体数、審査方法、選定結果、そして指定管理候補者として株式会社オーエンスが示されてございます。

2ページをご覧ください。寒川町指定管理者選定委員会における審査の結果についてということで、こちらが選定委員会から教育委員会への答申書でございます。

3ページをご覧ください。指定管理者候補者選定に係る審査の結果でございます。審査項目を大きく8項目に分け、全項目数としては29項目に分かれておりまして、各項目5点満点のところ3点を標準点とし、重要な項目については倍率2倍の10満点として設定いたしまして、満点が委員1人当たり225点でございます。

審査結果でございますが、8人の委員で採点いたしましたところ、総得点が1,800満点中満点の73.8%である1,329点であり、満点の6割として設定した標準点でございます1,080点を上回ったことから、指定管理者候補者として選定されたものでございます。

続きまして、資料03-3 指定管理者募集要項等（公民館）をお開きください。こちらの1ページから12ページにつきましては、指定管理者の募集要項でありまして、13ページから45ページが指定管理者の業務仕様書となっております。こちらにつきましては、指定管理者を募集するに当たり、施設の設置目的をはじめ施設の概要や利用状況、管理業務の内容や経費、リスク分担や申請手続の流れなどを示した

もので、9月1日から10月14日までの期間において町ホームページ等で周知したものでございます。

続きまして、資料03-4 指定管理者申請書類（公民館）をご覧ください。1ページにつきましては、株式会社オーエンスから提出がございました指定管理者指定申請書のかがみ文でございます。

続いて、2ページをご覧ください。法人等の概要でございます。今回の候補者につきましては、現在も指定管理者であることから、既にご承知の点多々あると存じますので、抜粋してのご説明とさせていただきます。

株式会社オーエンスにつきましては、本店を東京都中央区銀座に構え、代表者は、代表取締役である大木一雄氏、設立は、昭和34年6月1日で、主な業務内容は、公共施設の運営管理や指定管理業務、PFI事業のほか記載の業務に取り組んでおりまして、主な実績といたしまして、県内では綾瀬市の文化会館、中央公民館、地区センター、県外では埼玉県狭山市、千葉県習志野市の公民館をはじめコミュニティセンター、市民活動センター、青少年宿泊研修施設などでの実績があり、全国における実績といたしましては、83自治体234施設の指定管理や業務委託の受注などの実績がございます。

3ページから24ページにつきましては、株式会社オーエンスの会社案内と申請書提出時の履歴事項全部証明書でございますので、ご参照のほどよろしく願いいたします。

続きまして、25ページをご覧ください。事業計画書につきましては、指定管理に当たっての申請者としての独自の考え方やノウハウが記載されているため、黒塗り箇所も大変多くなっておりまして、ご理解いただきにくい部分もあろうかと存じます。そのため先ほど資料03-2で選定結果の概要の3ページということでご覧いただきました、指定管理者候補者選定に係る審査の結果に記載されております審査項目に沿って、事業計画書で対応するページをお示しさせていただきます。ご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、審査項目でいいますと、大項目の1として、事業計画の内容が当該施設の設置目的を効果的に達成できることの1つ目といたしまして、当該施設の目的を適切に理解できているかに関しましては、事業計画書の25ページから26ページが該当しております。社会教育法や町の教育振興基本計画における社会教育施設設置の目的等をよく理解した上での事業等の提案がなされております。

2点目の当該施設の管理運営に適切な取組方針が示されているかにつきましては、この計画書の29ページから30ページにおきまして、手入れの行き届いた施設環境を提供するための取組につきまして、基本的な方針を具体的に示す内容となっております。

次に、3点目のサービスの向上に意欲的に取り組む姿勢があるかにつきましては、事業計画書の58ページにおきまして、利用者サービスの向上に関する取組について具体的に示されております。

4点目の他にない斬新で魅力的な事業内容が提案されているかにつきましては、計画書の59ページにおきまして、2期目からの新たな取組としての提案が示されております。また、講座等の事業実施計画につきましては、32ページから57ページにおきまして、各館5か年分の計画が新規事業案とともに示されております。

5点目の職員研修が適切に計画されているかにつきましては、計画書の71ページから72ページにおきまして、施設運営並びに利用者へのサービス向上に資する人材育成に関する内容や実施計画が明確に記

載されてございます。

続きまして、大項目の2といたしまして、管理運営経費の縮減等が図られる事業計画であることの1点目でございますけども、予算を有効、かつ効果的に配分し、活用される内容であるかにつきましては、事業計画書のタブレットのページで92ページから93ページにおきまして、収支予算に関する計画が示されてございます。

2つ目の自らの努力により管理運営経費の縮減が図られているかにつきましては、事業計画書でいいますと、29ページから30ページにおきまして、施設の維持管理計画や修繕計画、予防保全の徹底による効率的、かつ経済的な保守管理の考え方などが示されております。

3点目の会計処理が適切かつ安全になされる体制であるかにつきましては、計画書の67ページにおきまして、職員の業務分担を明確化いたしまして、出納業務の総括担当者が示されております。

4点目の利用者及び収入の増加を図るものとなっているかにつきましては、事業計画書の73ページにおきまして、指定管理期間における開催事業数と利用者数の増加を目指す目標値が示されております。

5点目の当該施設を維持するための効率的な人員配置ができているかにつきましては、事業計画書の66ページにおきまして、組織、体制、人員等について具体的かつ明確な考え方が示されております。

続いて、大項目の3、管理運営を安定して行う能力を有していることの1点目、当該施設に関する専門知識を有しているか、また人材を確保しているかについては、事業計画書では66ページにおいて、社会教育主事、防火管理者、公民館での3年以上の勤務経験者の配置が可能であるという旨が示されてございます。

2点目の住民ニーズを的確に把握できる能力を有しているかについては、事業計画書62ページから64ページにおきまして、利用者ニーズの把握の重要性をよく理解するとともに、その把握方法や反映するための仕組みが具体的に記されてございます。

3点目の緊急時の体制及び対策は適切に計画されているかについては、事業計画書では80ページから84ページにおいて、人為的な危険や自然災害に対する安全確保について、その予防策や発生時及び事後の対応などがマニュアルを基本に対応する旨が具体的に記されております。

4点目の利用者のトラブルの未然防止策及び対処方法は適切に計画されているかについては、事業計画書では65ページにおきまして、誠意ある苦情対応体制の確立といたしまして、対応方法や対応の体制、研修によるスキルアップなどが記されております。

5点目の団体の経営基盤が安定しており、管理運営を継続的、安定的に行えるかにつきましては、事業計画書では27ページから28ページに類似施設の管理運営実績がございまして、複数期にわたって継続して指定管理を受託している実績が記されております。

6点目の就業規則が法令を遵守したものとなっているかにつきましては、事業計画書では70ページと76ページにおきまして、労働基準法を遵守した雇用のため、会社として各種規定等の整備を行い、適正な労働環境の確保を行っていることが記されております。

7点目の現在勤務している職員を継続雇用できるかにつきましては、事業計画書では70ページにおきまして、町民の雇用創出への貢献と現在勤務していただいている職員の継続雇用を基本とすることが記されております。

続いて、大項目の4、個人情報適切に管理できることの1点目、個人情報保護に対する方針及びチェック体制が整っているかについては、事業計画書では77ページから78ページにおきまして、プライバシーマークを保有するとともに関連法令及び条例等を把握した上で、情報管理責任者の選任や全社教育の実施のほか、社内マニュアルに基づき情報の取扱いや事故時の対応に取り組むことが示されております。

2点目の職員研修で情報公開に関する教育は計画されているかにつきましては、事業計画書では71ページと77ページにおきまして、継続した社内研修の実施と知識の向上に取り組むことが示されております。

続いて、大項目の5、地域の活性化につながるものであることの1点目、当該分野において地域の核となる施設を目指す事業計画となっているかにつきましては、事業計画書では85ページにおきまして、地域社会との結びつきを重視し、町民、利用団体、地域の団体等と互恵的関係を築き、地域に親しまれる運営を行うことが示されております。

2点目の地域経済の活性化につながる計画となっているかについては、事業計画書70ページにおきまして、積極的に町民の雇用に取り組むことが示されるとともに、88ページでは、地域を構成する一住民の自覚の下、再委託や各種修繕業務においては、地元調達を積極的に行っていくことが示されております。

続きまして、大項目の6、利用者の平等な利用を確保できるものであることの1点目、常に利用者の立場になって管理運営ができるかについては、事業計画書では58ページにおきまして、公共施設であることを十分に認識し、利用者目線の施設づくりを推進し、公平な施設利用への取組やユニバーサルサービスを取り入れる施設とする視点での考え方が示されております。

2点目の利用者への説明責任を果たすことができるかにつきましては、事業計画書では79ページにおきまして、寒川町情報公開条例の遵守を基本とするとともに、指定管理者が率先して利用者をはじめ町民に対し情報発信を行い、施設及び事業内容の理解を深めていくことが示されております。

続きまして、大項目の7、施設の特性に沿った内容となっているかの1点目、公民館運営の考え方は、公民館を活性化させるために十分な内容かについては、事業計画書の73ページにおきまして、5年間の計画と目標が示されております。毎年新規事業を追加し、多くの町民が施設を利用する機会提供の充実に取り組む計画が提案されております。

2点目の公民館利用促進の考え方は、具体的で実現可能な提案かについては、事業計画書では31ページにおきまして、事業の企画に当たっては何を、なぜ、誰に対して、いつ、どのように、幾らで行うのかを明確にして行うことが示されるとともに、58ページにおきまして、サービスの向上に関する取組として、施設のハード面のほか、接遇やプログラム等のソフト面の充実や施設利用の利便性を向上させることで、利用促進及び満足度の向上を図る旨が示されております。

3点目の事業周知など情報発信に工夫が見られるかにつきましては、事業計画書では60ページから61ページにおきまして、広報活動、情報発信の取組について、消費者行動の5つのプロセスを踏まえた多媒体での情報発信等についての提案が示されております。

4点目の自主事業の考え方、実施計画は、地域の特性に合っているかにつきましては、事業計画書で

は90ページから91ページにおきまして、町民センターホールを活用した記載の各分野での自主事業の新規開催や町民センター内の食堂運営の継続の提案が示されております。

5点目の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策などの提案があるかにつきましては、事業計画書では59ページにおきまして、施設内にウイルスを持ち込ませない仕組みづくりとして、町民センター入り口への抗菌Qゲート設置の提案や、81ページにおきましては、利用者にもご協力いただきながら感染症対策について引き続き取り組んでいく旨が示されております。

最後になりますけれども、大項目の8といたしまして、実績や経験などの1点目、同様類似の業務実績があり、成果を上げているかにつきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、事業者概要の際の業務実績となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上が、このたびの指定管理者の指定に関するご説明となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

柳田委員。

**【柳田委員】** 1点だけお伺いします。資料03-3参考資料2の、タブレットだと19ページ、指定管理者業務仕様書の5ページの指定管理者が行う業務内容の中の公民館講座等開催事業の2番目、青少年を対象とした体験活動や読書活動の充実を図る事業の中で、町FLTと連携した英語学習講座と、もう一個体験型英語学習施設バスツアー事業と2個あると思うんですけど、1個目って、イングリッシュキャンプとかを南部公民館でされたと思うので、町内の施設を、要するに公の施設の管理権限の中で、そこを使うというのは分かるんですけど、もう一個のバスツアーって、都内に行くわけで、都内の施設を寒川が持っているわけではないと思うんです。町内のホーム施設を使っていないのに、バスツアーとかができるものなんですかね。指定管理者というのは公の施設の管理権限があるわけで、事業がどこまでできるのか、そこはどこまで権限があるのかお伺いします。

**【岸本委員長】** 高橋課長。

**【高橋教育政策課長】** ただいまご質問いただきましたバスツアーにつきましては、今年度は直営ということで、事業の1つとして公募バスツアーという形で行っておりますけれども、来年度から令和4年度以降につきましては、指定管理者の業務の1つとして行っていただきたいということで、書かせていただいております。ですので、場所は、ご指摘のとおり、町内の公民館のどこかでやるということではなくて、あくまでも主催事業の1つとして、場所は違うところになるんですけども、ということになります。ですので、所管していない権限のない施設でやるということは基本的にはないんですけども、事業の構築の仕方として、場所が違うところに出向くということは事業のやり方としてはあると思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

**【岸本委員長】** 他にございますでしょうか。

山上委員。

**【山上委員】** それでは、参考資料2、03-3ですね。指定管理者募集要項等というところがあります。その中の指定管理料のところなんですけど、まず、1点目としましては、指定管理者となった場合は、

5年間の基本協定を結んで、あとは年度ごとに年度協定を結ぶと思うんですが、それはいかがでしょうか。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 ただいまの点につきましては、そのような形で考えております。

【岸本委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、それをお伺いしましたので、続けて質疑したいと思うんですが、指定管理料のところ、上限額は最低賃金の上昇等を考慮したものでありということが非常に聞きたい部分なんです。今、岸田政権になりまして、分配の法則というか、そのような話がありますので、多分最低賃金が相当上がっていくのではないかなと考えています。ご存じのとおり、神奈川県は全国でも2番目に最低賃金が高い地でありまして、今現在で1時間当たり1,040円という金額になっております。これが相当の金額に上がっていった場合に、人件費というのが指定管理料の中には含まれてくると思うんですが、この指定管理料を見ていくと、下がったり上がったりという部分があるので、最低賃金が上がった場合に、その辺は年度協定の中で対応していけるのかどうかというところをお伺いしたいんですが。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 ただいまの点につきましては、今言っていたように、最低賃金の上昇については、見込んだ上での数字ということで募集要項には示させていただきましたけども、政府も新しい政権になって、賃金をどんどん上げていこうという方向がございます。その状況に応じて我々が想定した上昇分を上回るような状況になってきた場合については、基本的には上限額というものがある範囲の中で指定管理料については、具体的に詰めていくべきかなと思っておりますので、その具体的な協議、調整の中で、合理的な理由によって設定した金額の範囲内ではどうしても対応できないという状況になった場合には、上限額そのものを変える必要があれば、また議会にお諮りして、今債務負担行為ということでお願いしているところでございますけども、状況に応じて、どうしてもこの枠の中だけになってしまうと、あまり理由のないところでの賃金だけを抑えてほしいというような、あまり合理的じゃない対応を町そのものが取ってしまうというのはいないと思いますので、そういった考え方の下に状況に応じて指定管理者となった団体等と調整していくべきと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 山上委員。

【山上委員】 ぜひともその辺は臨機応変に対応していただき、一番言いたい部分というのは、請け負ったオーエンスの会社に搾取されないように、働いている人たちにきちっとそれが行き渡るように、その辺の見極めをしていただきたいというところです。それと、先ほど黒塗りの部分が多いというところは、あれは自分も文書でそういったのを見てきましたので、理解できますので、以上です。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 収支の状況については、都度都度定期的に指定管理者から収支の状況も含めて現在も報告いただいておりますので、今ご指摘いただいた、会社が本来働いていただいている方に支払われるべきものが搾取というような、そういう状況にないかということは、厳しく見ていきたいと思っています。選定委員会でも、企業経営に識見を有する方等からも、ある意味労務管理といたしますか、

雇用の関係の状況については、厳しく見ていただいた上での候補者となっている団体でもありますので、そこは私どももしっかり見ていきたいと思えます。

以上です。

**【岸本委員長】** 他にございますでしょうか。

山田委員。

**【山田委員】** それでは、1点お伺いします。指定管理になって、今回も5年になったわけなんですけど、実は指定管理になる前は直営だったということになりますけど、この5年間とその前の直営のときの運営の仕方の変ったところというのはどういうものがあるのかお聞きします。

**【岸本委員長】** 高橋課長。

**【高橋教育政策課長】** ただいまどのような部分が変わってきているのかといったご質問をいただきましたけれども、この間約5年経過してまいりましたけれども、前回附帯決議でもいただいた外部の目線を入れてモニタリングですとか、総括評価をきちんとするというようなことで、毎年やってきております。そんな中で、直営時代と比べてアンケート等も取っておりますけれども、公民館の指定管理の取組については、全体的に適切に管理運営がなされておまして、例えば計画的な修繕など、利用者が気持ちよく施設を利用できるようにサービス向上に取り組んでもらっているといったようなお声ですとか、あと各館共直営時代と比べましても事業と申しますか、新規の講座数についても増えているといったことですか、対象者という意味では、比べまして男性向けの講座にも積極的に取り組んでいるというような、地域の公民館としての役割を指定管理者としても十分意識していただいて、事業の充実も見られることは高く評価いただいているといったことでございます。また、現在コロナ禍にありますけれども、そんな中で公民館の運営についても、臨時休館等もこの間行ってまいりましたけれども、そうしたご利用者との連絡調整ですとか、ただ何もできないということじゃなくて、早期にお部屋を貸す関係ですとか、講座の再開について取り組んでいただいたということも高く評価していただいております。また、修繕の関係になりますけれども、ご要望の多かったトイレの洋式化等についても、すばやく対応していただいたということについては、直営時代と比べまして評価をいただいているといった点になっております。

以上でございます。

**【岸本委員長】** 山田委員。

**【山田委員】** 今様々効果が出てきたということですが、ここで自主事業とか、いろいろやっているということでもありますけど、実際利用者の方から施設の利用料金とか、そういうものが値上がりしたとか、いろんな問題も指摘は受けているわけなんですけど、ここに関して利用料は還元して、施設の改善等もあったと思うんですけど、気になるのが、民間事業者ということで、全国のいろんなところで指定管理者は民間業者がやっているわけなんですけど、経営状態が悪化して、どうしても撤退するところもあるし、心配される場所なんですけど、それについて町としてはどう考えているのかお聞きします。

**【岸本委員長】** 高橋課長。

**【高橋教育政策課長】** 今ご指摘いただいた撤退というリスクと申しますか、そういうものは、民間

業者といえますか、どういう状況で撤退に陥ってしまうかというのは、いろんな要因がありますので、そうは言いつつも、撤退してしまうと、ご利用者の方ですとか、様々な方々にご迷惑がかかりますし、多大な影響が出るということで、そういうことがないように選定委員会においては提案のあった1社についても、財務諸表等を出していただいて、その財務状況等もしっかり専門家の目線でも見ていただいておまして、特段問題があるといったような評価といえますか、結果にはなっておりませんので、そういう点も、単に事業の内容等じゃなくて、会社としてといえますか、財務状況等もきちんと把握しながら、撤退ということにならないように見ていくべきだと思いますし、現時点では今回の指定管理者候補者については、そのような問題については特段指摘されていないという状況でございます。

以上です。

**【岸本委員長】** 利用料の件って答えられますか。上がっているかどうかというのは、

高橋課長。

**【高橋教育政策課長】** 先ほど利用料について値上げというなお話がありましたけども、この間特に値上げ等はしておりませんので、よろしく願いいたします。

**【岸本委員長】** 講座とかによって教材料とか、その辺のことなのかなという判断が……。

高橋課長。

**【高橋教育政策課長】** 利用料ではなくて、講座によっては、材料費等の実費負担を頂くということで、そこの部分で比較されて、昔は何もかからなかったのにというところは、もしかしたらあるのかもしれないですけども、お金については基本的には利用料については値上げをしておりませんし、利用料を頂く場合は、あくまでも最適な実費負担というところでやっております。

以上です。

**【岸本委員長】** 他にございますでしょうか。

佐藤（正）委員。

**【佐藤（正）委員】** 3点ほどあるんですが、応募が1社だったということですよ。これについては、どういった募集をしたのかということと、その募集が十分だったのかという点にお答えください。2点目が、1社で継続という形ですよ。このケースというのは、これは事業計画書を出してもらっていますけど、これからのことですよ。審査する上で、過去のことというのは何らかの形で評価対象にならないのかなと思うんです。5年前の事業計画があって、それがどういった形で遂行されたのかということ、それもこのケースは評価対象にするべきなんじゃないのかなと思うんですが、そのお考えをお聞かせください。3点目が、何らかの事情で例えば長期休業になった場合、例えばコロナで長い間1か月単位とかで休業になった場合というのは、費用負担であったり、そういったことについて何らかの協定というか、契約があるのかどうかということについてお答えください。

**【岸本委員長】** 高橋課長。

**【高橋教育政策課長】** 3点いただきましたので、順番にお答えさせていただきます。今回応募が1社だったということで、募集の趣旨とかは十分だったのかという点につきましては、町ホームページですとか、そういった手段を用いまして募集を行いまして、説明会等には4社来ていただいたということです。我々としては、できることはさせていただいたという形でございます。それから1社だった

ということを受けて、今やっている状況と過去の比較ということも評価対象とすべきだったのではないかという点については、先ほどご説明を前段で申し上げた審査項目の中に、これまでの実績といった点もありましたので、その点については、それも踏まえた上での選定委員会での評価をしていただいたと考えております。それから今長期休業における保証、補填等のお話ございましたけども、当然のことながら、こちら側からの要請に応じて事業を止めていただいたり、休館にいただいたということに伴っての収入が減る分については、町の他の施設でも同様だと思いますけども、合理的理由がある場合には、あくまでも協議に応じてということだと思いますけども、必要に応じて保証、補填も考えていくような形になると思っております。ただ、今回公民館につきましては、臨時休館等がこの間ありましたが、いろいろ工夫をしていただいた結果、実際に補填する必要が生じたということはなかったもので、その点の臨機応変な対応についても評価していただいたと思いますし、我々としてもその点については非常に柔軟に対応していただいたと受け止めております。

以上です。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 まず、募集の点で町としては十分だったというお答えでしたけれども、1つ聞きたいのは、公民館等で指定管理が入っていて、指定管理者が代わるケースというのは、他自治体、近隣自治体でもいいですけども、そういったケースってあるのかどうか、それを町が捉えているのかどうかということをお聞かせいただきたいのと、あとは本当の意味で競争させるんだったら、ホームページに掲載というよりは、競争させたいんだったら、こっちから例えば営業に行くとか、指定管理を請け負っているような企業に対して、ある程度そういった活動とかもしてもいいのかなという、本当に競争させるんだったら、とも思ったところなんですけども、その点についてお聞かせください。

これまでの実績についても評価対象に入っているとお答えいただきましたけれども、その中で一番重要なのは、当然住民サービスの向上を目的にしろという附帯決議をした中で、先ほど前段の委員にこういったところが変わったとお答えいただいたんですが、町として住民サービスの向上については、どの点が一番サービスの向上につながったのか、そういう形で評価しているのか、どの点が一番サービス向上につながったのか、評価しているのかという点についてお答えいただきたいと思っております。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 3点いただきましたので、順番にお答えさせていただきたいと思っております。まず、他自治体等で指定管理者が代わったことについて承知しているかということなんですけれども、特段現在のところ具体的に把握しているところは、正直申し上げてないんですけども、可能性としては十分に当然のことながらあると思っております。実際我々もいろいろなお問合せは電話等でもいろいろな団体等からいただいているということもありますので、それは実際に説明会に来ていただいた4社以外のところからもお問合せがあったりしますので、数としては今回応募は1社だったんですけども、そういった意味で指定管理者が切り替わるということは十分あり得ると考えております。

それから競争させるという意味でいえば、例えばこちらから出向いて、いわゆる営業といいますか、ぜひ応募してほしいというようなりーチをすべきではないかといった点については、今回応募が1社だったということについては、私どもといたしましても、1社ですと、競争の原理ですとか、あと他団体

の応募内容との比較といったことができませんでしたので、その点は望ましい状況ではなかったと思っております。ですので、それを改善するというやり方の1つとしては、今ご指摘していただいたようなやり方は十分検討しなければいけないと思っております。

それから、どの点が一番よかったのかという点ですね。我々も、社会教育施設については役割があると思っておりますけれども、特に今課題でもあるんですけども、直営時代と比べて、先ほど事業数も大幅に増えた、内容もバラエティーに富んだといえますか、ニーズを捉えたものによって変わってきているといった点は高く評価しておりますし、あと社会教育施設として我々が目指しているのは、個人個人の皆さんが、ご自分の関心のあることですか、社会的課題等について学んでいただくことにとどまるだけではなくて、それをきっかけに例えば趣味が合う方とか、考え方が合う方が集ってグループなんかをつくらしていただく、そういったことで個人で学ぶだけでなく、人とつながって、またそれがまちづくりにもつながっていく、そういったことを支援する役割が社会教育施設としての公民館にはあるということをご常々申し上げておりますので、そういった観点からすると、今の指定管理者につきましては、現在の指定管理者候補者でありますオーエンスにつきましては、講座を開くだけではなくて、新たな公民館サークルの立上げですとか、そういったことも指定管理者からリーチして促しているといったこと、それで実際に新規のサークルも立ち上がっているといった点については、直営時代はなかったことなのかなと思っておりますので、そういう方向からいきますと、その点が一番重要ですし、成果を上げていただいているのかなと、まだまだ改善していきたいという意向は指定管理者としても持っておりますので、その方向で共に頑張っていければなと思っております。

以上です。

**【岸本委員長】** 佐藤（正）委員。

**【佐藤（正）委員】** サービスの向上は分かりました。いろいろ話を聞いていると、すごくよくやっていたという印象を受けているところなので、その点はしっかりやってもらっているのかなとは感じております。

1社の募集だったところ、望ましい状況ではないというお答えもありました。これは恐らく4社が説明会に来たから、もうちょっと応募はあるんじゃないのかなという、多分町の予想があったのかなというところはあるんですが、恐らくそういうことだったと思うんですけども、ただ、やっぱり望ましい状況ではないというところが実態だと思っていて、これは制度的な問題になるかもしれないんですけど、指定管理について、まず1つお聞かせいただきたいのが、指定管理者が代わった場合というのは、例えば事務手続が相当大変になるとか、あとは町民の理解を得るのが大変になるとか、そういったデメリットというのはどれほど大きいものなのか、もし仮に代わった場合、それを町がどう捉えているのかという点と、あともう一つは、指定管理を請け負う業者というのが、たしか本会議場での説明で、オーエンスさんが全国で相当数請け負っているという説明があったと思うんですけども、請け負う事業者というのは限られているというか、限られていたものがどんどん一極集中とか、1社に集中していくような状況になっていっているんじゃないのかなと思うところがあって、そういった指定管理者制度、指定管理者業界の状況というのは、町として何らかの形で捉えているのか、もし捉えているんだとしたらお答えいただきたいと思います。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 2点いただきまして、1点目が、指定管理者が代わった場合の町民の皆さんのデメリットということがありますけども、以前総合体育館等でもいわゆる撤退ということも起きまして、指定管理者が代わったということがございます。そういった点からすると、慣れていたところが代わるという意味では、大きな影響が当然のことながらあるかなと思っております。また、我々の事務的な面も、引継ぎというものは時間をかけて行わなければいけませんので、それが、ある意味撤退する業者が十分に協力してくれて、十分な引継ぎができれば、スムーズな意向ができると思いますけども、仮にそういう面で不十分な対応となった場合には、引継ぎそのものもうまくいかないとか、そういうことは起き得るのかなと思いますので、町民の皆さんにとっても、我々町役場の立場としても、代わることに伴ってのデメリットという点でいえば、そういうことは考えられるのかなと思います。ただ、代わるのがいけないとは当然思いませんので、先ほどご指摘いただいたように、健全な競争をしていただいた上での切替わりという点が起こるのであれば、それは指定管理者制度が、ある意味求めている状況でもあると思います。

それから、2点目の指定管理者について一極集中等は、特定の団体、企業等に起きているのかという点については、申し訳ありません。そこまでの把握はしておりませんので、ただ、今回の株式会社オーエンスについても、ご指摘のとおり、全国で事業展開しておりまして、他自治体でのいろいろな施設においてのノウハウなどは会社内でも共有しているということで、取り組めば取り組むほど当然のことながらノウハウが積み上がっていくと思いますので、本当の新規の事業者が戦うという点におきましては、大きな壁になると思います。そういう意味では結果として一極集中のような方向に向いていく面もあるとは思いますが、それは逆に、例えば指定管理料が高止まりするとか、事業がマンネリ化するといったことにつながらないように、我々が気をつけていかなければいけないことかなと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

天利委員。

【天利委員】 2点ほどお聞かせいただきたいんですが、これは指定管理制度自体が民間のノウハウを使うというところがございますので、4社が説明会に来て1社というのは、完全に競争原理が働いていると思うんですね。それは仕方ないと思うんですよ。オーエンスさんが、そういったところで400から500ぐらいの指定管理を請け負っているというのは、多分ノウハウが、真っ黒けになっているから、かなりいいノウハウを持っていらっしゃるという感じがしたんですけど、この中で審査の結果、これも当たり前のことなんですよ。平均点を取らなきゃいけないというのは、当然民間委託することによって平均点以上を取らないとあり得ないことなので、その中で実績評価で質問があったと思うんですけど、モニタリングをやっていらっしゃると思うんですが、その結果というのは反映されているかどうかを確認したいのと、あともう一つは、我々が審査をしなければいけないというのは、いかに町民から預かったお金を少なくするというところが重要なキーポイントではないかなと思うんですが、今回も1億2,000万円から3,000万円ぐらいの委託料、指定管理料を払っていると思うんですけども、図書館っていろんなところで自治体に取り組んでいる指定管理があると思うんですが、寒川町では、図書館法とか教

育基本法とか、あと社会教育基本法とか……。

【岸本委員長】 天利委員、公民館、町民センター、公民館です。

【天利委員】 そういったものがあるので、そういった法律に縛られて自主事業ができないということもあるかと思うんですが、これは基本的には1億2,000万円が全部なくなれば、一番我々にとってはありがたいというところなんです、寒川町で取り組んでいる図書館の法的に……。

【岸本委員長】 天利委員。

【天利委員】 図書館じゃない、ごめんなさい。公民館ね。どこまで自主運営ができるのかということを知っていただきたいんですが、じゃ、すみません。ごめんなさい。モニタリングというところだけ。

【岸本委員長】 1点目だけ。

高橋課長。

【高橋教育政策課長】 モニタリングにつきましては、毎年9月と2月、総括評価については毎年2月ということで、外部の方の目も入れながら行っておりまして、毎年そういったことで評価をしてまいりました。そこでの選定委員会でのやり取りになりますけども、冒頭所管課としての考え方ですか、申請のあった団体についての評価等々を説明する場面がありましたので、我々所管課としての平成29年度からのこの間の取組について、総括評価の結果も踏まえながら選定委員の皆さんにはご説明させていただきまして、それを聞いていただいた上で評価をしていただいたということでございますので、そういう意味ではそういう形で反映はされたと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 天利委員。

【天利委員】 大変失礼しました。実績評価というのは多分必要だと思うので、年に1回ぐらいモニタリングをやられているので、町民の使いやすさを反映していただいて、次の事業に結びつけていただきたいということで、要望とさせていただきます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 今の天利委員にフォローするわけじゃないんですけども、モニタリングというか、ビジネスレビューなんですけど、それを1年に1回やっていくような感じになっていますけど、結構頻繁にやっているのかどうかというのを聞きたいのが1つ、というのは、実は公民館を使うことがありまして、そうしたら結構ホスピタリティに欠けるんだよね、恐ろしいぐらいに。確かにコロナの関係があるから、あれもやれ、これもやれというのは分かるんだけど、そんなに上から言うことはないじゃないっというものがあって、これは事実として言っておきます。ただ、コロナだから、そこまで言わないと駄目なのかなというのがあって、だから、ちょっとホスピタリティに欠けるような対応を僕がされたので、僕にだけ顔を見てそうしたのかもしれないし、場合によってはね。こっちは、申し訳ないけど、ものすごく下手に出ていましたので、そのときは、だから、たまたまそういう方なのかもしれないし、ただ、それがどうも気になるので、そういう意味でいうと、レビューというのはどんな感じでやっているのかというのをまず教えていただきたいなと思っております。まず、それで。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 本当の年度の毎年やっているモニタリングですとか、総括評価については、先ほど申し上げたとおり、モニタリングについては半期に1回、総括評価については年度末に1回というところで行っていますが、それ以外に毎月定例的に公民館の職員等と我々の担当の職員が集まりまして、意見交換といたしますか、課題がある場合には、そういったことをどうしていかうかというような場を持っております。例えば今ホスピタリティに欠けるという点で、苦情等については、公民館に直接言う場合もありますし、そもそも町の施設で管理している所管課である私ども教育政策課にご利用者の方から、こういった対応が悪いという苦情のご連絡、お電話等をいただく場合もありますので、当然のことながらいただいた内容については、指定管理者とすぐに共有いたしまして、場合によってはこちらから指導といたしますか、お願いをしたりというやり取りもしている状況でございます。ちょっとホスピタリティに欠ける対応があったことについては、おわび申し上げたいと思います。

【岸本委員長】 山口副主幹。

【山口副主幹】 利用者の声といいますと、毎回事業のたびに利用者アンケートを取っております、満足度ですとか、その他の自由記述欄を設けていますので、そういう辺りで講座のこと以外に公民館の利用についてもご利用いただく場合もございます。年間130本ぐらいの公民館事業をやっておりますので、かなり広く利用者の声というのは拾えていると思います。そのほかに年1回全体的な満足度調査というのをやっております、それで昨年度の実績でいいますと、大変に利用者の満足度は高く、総合満足度、4館合わせてですが、満足、やや満足を合わせて96.4%という高い満足度が出ております。あと、昨年度は新型コロナウイルスという状況もありまして、臨時休館などもありましたので、そのことについてもアンケート項目に入れまして、新型コロナウイルス対策は公民館の対策はいかがですかというところで、97%が十分だと思うというようなご意見を利用者の方からはいただいております。

以上です。

【岸本委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。4%と3%に入るんだ、僕はね。そういうことかなと思いました。実はレビューをしているというのも分かったし、そういう形でアンケートも取っているというのが分かりました。一番怖いと思っているのは、さっきから指定管理というものは、多分これからもう少し形というのは変わってくるのかなとっていて、今ビジネスパートナーという考え方でいっているはずだと思うんですけど、どうも主従関係がどこかに存在していないかと思っているんですね。それで、多分そのうちこれは主従関係が逆になって、ダイヤモンドに目がくらんで、指定管理業者が出ていっちゃう可能性も十分あるということ、誰もやってくれなくなるということがあるということも十分に考慮しながらやっていかなきゃいけないと思っているんです。これはこれからの形なので、まだこれから考えなきゃいけないことだと思うんですけども、とにかく一番必要なのは、本当にビジネスパートナーとして付き合いをしっかりとやっているのかということ、このところがすごく重要だと思うんですけども、この何年間かについて、それをちゃんとやりながら、特に平等なビジネスパートナーとして一緒に事業を進め、それを町民サービスにつなげていくという考え方が、しっかりと双方にあるのかどうかというのを確認させてください。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 ただいまのビジネスパートナーといえますか、対等な関係で共に意識を共有して町民のためにサービスを上げていこうといった点については、できていると思います。先ほどいろいろな形でレビューといえますか、お声を拾うということをご紹介させていただきましたけども、教育委員さんが集まる教育委員会の定例会を毎月行っておりますけども、そこでも社会教育施設としての報告ということで、町民センター館長から毎月の状況の報告ですとか、これからの予定というような場面がありますけれども、その中では具体的内容について、もっとこういう面はこうしたほうがいいんじゃないかとか、こういう点はよかったというようなことを、教育長も直々に指示してくださっていますし、館長からもいろいろな形でお話をしてくださって、一生懸命引き続き頑張りますというようなお声もいただいておりますので、そういった意味では館長以下意識を共有させていただいて、パートナーとして取り組んでいると思っております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 参考資料03-3の45分の28ページ、責任分担表になるのですが、先ほど前段の同僚委員からの質疑でも、先ほど最賃がもし上がったらというような話もありましたが、ここに関係するかなと思うんですが、物価の変動と金利の変動というところ、物価変動による経費増、金利変動による経費増、これは負担者が指定管理者に丸がついているんですね、このところ。今国でも政策的に当然インフレターゲットというような話もありますし、物価を上昇させようと、そういう流れもある中で、この負担者が指定管理者になっているというのは、どういう考え方によるのか、まずその見解を教えてください。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 今ご指摘いただいた点なんですけども、基本的には責任分担表に書いてあるとおり、物価の変動、金利の変動については、基本的には指定管理者に自助努力といえますか、ご負担いただきたいということで書かせていただいております。ただ、先ほど山上委員さんからのご質問で私がお答えさせていただいたのは、合理的ではないというんですかね。想定を範囲を超える理由によって物価の変動とか金利の変動に伴う負担が過度に行き過ぎてしまう場合については、これに固執して対応することはよろしくないのではないかという考え方の下に協議していくべきだと思ってお答えさせていただきましたので、そういう形で捉えていただければと思います。

【岸本委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 過度に上がる場合には別途協議するというようなお答えかなと思うんですが、例えば現状すぐ想定されるのが、半導体不足とかによって、なぜか半導体不足によってガスの給湯器が今全くなくなっているとか、そういう話とかもあって、急激にいろんな事情で物価が上がる、もしくは全く手に入らなくなる、そういう状況ってしばしば発生すると思うんですね。そういうときは割とちゃんと個別に速やかに協議できるような体制というのは整えているのでしょうか。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 先ほど横手委員さんからのご質問にも関連してお答えさせていただきましたけども、定期的にはちゃんと対面でお会いして、いろんな情報交換を行っておりますので、その中でただいまご指摘いただいた点については、状況を把握して速やかに取るべき対応があれば、町として対応していくような形になるかなと思っております。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なきようであれば、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。連合審査会は11時5分から再開いたしますので、お願いいたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定についてを議題といたしますが、先ほどご説明申し上げたとおり、暫時休憩とし、連合審査会を開催したいと思います。

暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、お昼も挟んでしまいましたので、休憩については13時半まで休憩いたしまして、13時半に討論から再開したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、13時半再開といたしまして、暫時休憩といたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて文教福祉常任委員会を再開いたします。

先ほどまで休憩の中で討論までの時間にいたしましたので、早速これより討論に入ります。

議案第62号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、議案第62号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

今回国民健康保険法施行令の一部改正による条例改正ですけど、国民健康保険料の子どもの均等割の軽減措置ということで、様々提案してきました。やっとな国も動いたということになります。今回の改正では、未就学児の均等割の5割の軽減ですけど、ほかの自治体では18歳までの軽減も行っているところがありますので、さらなる拡充を求めて賛成といたします。

【岸本委員長】 次に、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 議案第68号 寒川町健康管理センターの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論します。

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって利用に供するために設けた施設です。本来町直営で行うべきですが、社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいた都道府県市町村に設置されている非営利団体の民間組織です。地域住民や社会福祉関係の参加により地域の福祉増進の中核としての役割を担っています。公の財政で建設された施設を非営利の組織が運営することで、住民への利益に還元されることもあります。町内の経済が回ることから賛成といたします。

【岸本委員長】 次に、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号 寒川町立公民館及び寒川町立文化福祉会館の指定管理者の指定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 では、議案第66号 寒川町立公民館及び寒川町立文化福祉会館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって利用を供するために設けられた施設です。5年前の当委員会でも公民館条例の一部改正、また文化福祉会館条例の一部改正のときも第6次行政改革の話があり、様々な意見が出て、附帯決議をして指定管理者制度を進めた経緯があります。民間事業者は営利目的で運営されているわけで、公の施設を利用して利益を上げることになります。撤退による利用者の

混乱も懸念されます。民間ノウハウの向上が見込まれるということもありましたが、町直営でも可能ではないでしょうか。公民館は行政と町民でつくり上げてきた施設です。企業への委託は公共施設にそぐわないと思います。町直営で行うべきとして反対いたします。

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 では、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について、討論はありますか。反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 では、議案第67号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論します。

先ほども言いましたが、公の施設は住民の福祉の増進をする目的をもって利用に供するために設けられたものです。5年前の当委員会でも第6次行政改革の話があり、様々な意見が出ました。民間事業者は営利目的で運営されているわけで、公の施設を利用して利益を上げることになります。撤退による利用者の混乱も懸念されます。民間ノウハウの向上が見込まれるということもありましたが、審査の情報でも黒塗りということで情報の共有ができていません。町直営でも可能ではないでしょうか。図書館、文書館は行政と町民がつくり上げた施設です。図書館法、社会教育法の下で町直営で行うべきとして反対とします。

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後1時35分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年2月22日

委員長 岸 本 優